

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第29 準備書面

(加計町)

2019（平成31）年1月9日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

目次

第1	はじめに	3
第2	宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果.....	4
1	『広島原爆戦災誌第四巻』には、加計町一帯に「黒い雨」が降った旨の記載があること	4
2	加計町の広範囲が増田雨域にも入っていること	6
3	加計町の広範囲が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること	8
4	小括	9
第3	加計町で被爆した原告らの被爆状況.....	9
1	原告番号県2・■■■■■（甲B県2の1－被爆者健康手帳交付申請書，2－面接調査表）	9
2	原告番号県3・■■■■■（甲B県3の1－陳述書，2－地図）	11
3	原告番号県7・■■■■■（甲B県7の1－陳述書）	12
4	原告番号県8・■■■■■（甲B県8の1－陳述書，2－地図）	15
5	原告番号県10・■■■■■（甲B県10の1－陳述書）	16
6	加計町で被爆した原告ら5名の被爆状況についてのまとめ	17

本書面は、当時の加計町で被爆した原告ら5名（原告番号県2、県3、県7、県8及び県10）の被爆状況等について、主張するものである。

第1 はじめに

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の加計町での聴取結果はないようである。

もともと、加計町の南東に位置する安野村澄合（爆心地から北北西20km）で「黒い小雨が降り、服に小さい斑点のようによごれが残り洗濯してもなかなか落ちなかった。雷鳴があった。紙片、ソギ板などが飛んできた。」という供述や、同じく安野村宇佐（爆心地から北北西20km）で「黒い小雨があり、雷鳴もあった。武徳殿（県庁付近）の証書やソギ板などが飛来した。」という供述や、同じく水内村久日市（爆心地から北西20km）で「黒い小雨がバラバラ降り、油かと思った。30－60分降った。50銭札の束などが飛んできた。」という供述が得られていることに加え、加計町の東に位置する都谷村長笹（爆心地から北北西26km）において「黒い色の小雨が降った。ソギ板や小さい板片などが飛んできた。」という供述が、他方、加計町の西に位置する殿賀村西調子（爆心地から北西26km）で「大粒の雨がばらばら降った。雷鳴もした。紙片が飛んできた。」という供述が得られている（以上、原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄109ないし113、同体験場所地図2参照）。

これらの供述を踏まえて、当時の加計町の南側半分が宇田雨域の小雨地域の北限とされており、同町の北側半分は小雨地域外とされている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図、原告ら第28準備書面別紙地図参照）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調

査結果に加え（第2）、原告ら5名の供述等に基づき（第3）、原告ら5名が原爆投下時に所在した宇田雨域の小雨地域に含まれている地域のみならず、加計町の広範囲が「黒い雨」降雨域であること、原告ら5名が被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果

1 『広島原爆戦災誌第四巻』には、加計町一帯に「黒い雨」が降った旨の記載があること

(1) 『広島原爆戦災誌第四巻』の記載内容

加計町は、1954（昭和29）年8月1日、殿賀村と合併し、さらに1956（昭和31）年9月30日に安野村と合併し山県郡加計町となっていたところ、1971（昭和46）年11月6日に広島市が刊行した『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第四二項「山県郡加計町」（甲A91の868～874頁）には、当時の加計町等に関して、以下の記述がある。

「原子爆弾が投下された時、加計町では屋内にいた人々でも、一瞬、目を射るような閃光を感じた。何ごとかと、ハッとして戸外に出てみたところ、四、五秒後、耳の底を突くような大爆発音がとどろいてきた。熱風的なものは感じなかったし、人体や物体には影響なかったが、明らかにズシンと来る衝撃と微動を感じた。

町の人々はみな戸外に出て、当時約10キロメートル離れた下流にある中国配電の坪野、あるいは間な平（引用者注：「間野平」の誤記）の発電所に爆弾が落ち、高圧線がスパークしたのではないかと話しあった。各駐在所でもそう言ったし、消防隊がブーブーと警笛を鳴らせて駆けつけたが、発電所は何のこともなかった。

爆発の閃光・音響・衝撃を感じたあと、しばらくして、太田川の下流

方向にあたる南方の山上に、キノコ型の雲が湧きあがるのが、加計町一帯から望見された。これが午前八時二十分から三十分ころまでのことで、山から田から皆驚いて家路に帰ったという。

そのキノコ型の雲が崩れるにつれて、快晴の夏の朝であった加計町一帯が、急に異様な暗さにつつまれたから、人々は不審に思った。炸裂後二、三時間たったころ、大つぶの油まじりのような雨が降って来た。白い衣服は、この雨に濡れてみな黒い斑点で汚れた。

また、この時間ごろ、加計町方面一帯にかけて、広島市から舞いあがったいろいろの物が飛んで来た。

帳簿のページ切れ・伝票類・電車の切符・その他の紙片や、屋根のソギの破片などが、なかには一部焦げて欠けた形のものもまじって、たくさん落下してきた。

■■■■ (加計町駅前) の話では、吉水園の近くに、広島商工会議所会頭藤田定市名入りの未交付賞状が、少し角のところが焦げたまま落下してきたという。

殿賀村方面にも相当落下し、茶色によごれた伝票などの文字によって、広島市から飛来したことを知り、大変事が勃発したものと推察した。」

(2) 『広島原爆戦災誌第四巻』の基本的な信用性

『広島原爆戦災誌第四巻』は、「第三章 広島市内各学校の被爆状況」「第四章 広島市内主要神社・寺院・教会の被爆状況」「第五章 関連市町村の状況」を掲載しているものあり(甲A75の目次(3~11頁)参照)、広島市・広島県が、被爆者健康手帳等申請の審査にあたって、申請者の供述の裏付けを取ったりする際に使用している、言わばバイブル的な資料である。しかも、『広島原爆戦災誌第四巻』が刊行されたのは、昭和47年改正により、広島県安佐郡祇園町の全域及び広島市のうち草津東町、草津濱町、草津本町及び草津南町にまで「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地域が拡大される前のことであり(原告ら第13準備

書面の第4参照)、当然のことながら、健康診断の特例が導入される前のことであるから、『広島原爆戦災誌第四巻』に「黒い雨」が降った旨の記載がある場合には、被告らの主張する虚偽供述の可能性すらなく、当該記載は基本的に信用できるものといえる。

(3) 小括

以上より、当時の加計町一带に「黒い雨」が降り、爆心地付近から飛散して来た物が降ったことは明らかである。

2 加計町の広範囲が増田雨域にも入っていること

(1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること

原告ら第5準備書面の第2・3項(20頁以下)において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士(以下「増田」という。)が、1989年(平成元年)に発表した増田論文(甲A34)によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ(甲A69)を含む宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料(1万7369通回答したものの調査報告)、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである(増田論文14~18頁)。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話しを聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3

種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨，30分以上1時間以内を中雨，1時間以上を大雨とする），聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし，こうして集められたデータを，信用度の違いに配慮しながら吟味し，調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1，2）（以上，甲A36の10～18頁）。

特に，宇田技師らによる原爆被害調査では，旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが，増田による調査では，旧広島市外の安古市町（甲A35の1の105頁以下），安佐町（同118頁以下），可部町（同124頁以下），旧小河内村（137頁以下），五日市町（同140頁以下），廿日市町（同147頁以下），吉和村（同151頁以下），芸北町（同152頁以下），湯来町（同153頁以下），豊平町（甲A35の2の1頁以下），加計町（同11頁以下），殿賀村（同25頁以下），筒賀村（同29頁以下），沼田町（同35頁以下），佐伯町（同42頁以下），高陽町（同44頁以下），中野村（同47頁以下），福田村・馬木村・温品村（同49頁以下），千代田町（同51頁以下），倉橋町（同53頁以下），海田町（同55頁以下），戸河内町（同57頁以下）及び江田島（同61頁以下）についても，相当な数の供述等の資料を得ることができ，これらの資料を分析した結果をもとに，原告ら第5準備書面別紙図のとおり，増田雨域が提示された。

よって，増田雨域は，宇田技師らの調査手法を踏襲した，大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに，特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるといえることができる。

(2) 加計町の「黒い雨」降雨状況等

前述のとおり，原爆投下当時の山県郡加計町は，その後，1954（昭

和29)年8月1日、殿賀村と合併し、さらに1956(昭和31)年9月30日に安野村と合併し山県郡加計町となっているところ、増田による調査では、上記合併後の加計町のうち当時の安野村と当時の加計町について甲35の2の11頁~23頁に「加計町」としてまとめられている。なお、当時の殿賀村については、「旧殿賀村」として、甲35の2の25頁以下でまとめられている。

増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ(第一冊)』と題するノート(甲A35の2)によると、当時の加計町の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、以下のとおりであった。

- ア 津浪(甲A35の2の21頁) 中雨あるいは大雨, 紙切れ, 灰
- イ 香草(同21頁) 大雨
- ウ 寺尾(同22頁) 中雨, 紙切れ, 衣類
- エ 川登(同22頁) 中雨あるいは大雨, 木片
- オ 加計(同23頁) 中雨, 木片

以上より、増田の調査結果から、当時の加計町の広範囲に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

3 加計町の広範囲が「黒い雨」降雨地域(大瀧雨域)にも入っていること

加えて、当時の加計町の広範囲が、広島市が2010(平成22)年5月に公表した、広島市報告書(甲A9)で提示された「黒い雨」降雨地域(大瀧雨域)にも入っている(訴状別紙「黒い雨」降雨地域図, 甲A41の2枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照)。

なお、広島市調査の解析対象となったデータは、2008(平成20)年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者3万6614人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので、そのうちの約74%にあたる2万7147人から得られた自書式回答であり(甲A9の2~3頁), これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い、「黒い雨」の時空間分布を推定したものである(甲A41)。大

瀧雨域が信用できるものであることは、原告ら第5準備書面の第2の4項(23頁以下、なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。)で詳述したとおりである。

4 小括

以上のとおり、当時の加計町は、宇田論文においては、南側半分が宇田雨域の小雨地域の北限とされており、同町の北側半分は小雨地域外とされているが、増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば、加計町の広範囲が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。

第3 加計町で被爆した原告らの被爆状況

1 原告番号県2・[REDACTED] (甲B県2の1-被爆者健康手帳交付申請書, 2-面接調査表)

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県2・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、1932 (昭和7年) [REDACTED] 生まれ、[REDACTED] 国民学校6年生だった。

当時原告は、母・[REDACTED] と妹 [REDACTED] と一緒に、現住所地と同じ山県郡加計町大字加計 [REDACTED] で生活しており、兄妹で母の農業の手伝いをしていた。父 [REDACTED] は出征中だった。

(2) 被爆の状況

1945 (昭和20) 年8月6日朝、原告が、[REDACTED] 公民館で草取りの勤労奉仕をしていると、ピカッと光り、地鳴りがして、公民館が下から突き上がったような振動を感じた。

その後、原告は、すぐ、公民館の近くにあったセキトウ河原と呼ばれていた丁川 (よろがわ) の [REDACTED] 国民学校の指定水泳場に降りていき、水泳をした。一緒に水泳をした者は確認できた者だけで6名 [REDACTED]

[REDACTED] い

るが、実際はもっと人がいた。

原告らがセキトウ河原で泳いでいたところ、午前中ではあるがはっきりと時間までは分からないが、太陽が雲に覆われて曇り、暗くなると同時に雨が降り出した。皆で泳ぐのを止めて河原に上がりの大石に座って「どうする」と言ったりしたところ、皆の身体や顔、シャツに黒いスジがついており、びっくりして家に帰って身体を洗った。

(3) 健康状態

原告は、昭和30年ころから身体全体がかゆくなり仕事も出来なくなった。■■■■皮膚科に行つて薬をもらったが効かず、母が漢方薬のドクダミ草を乾燥させて薬風呂にして入浴したり、煎じて飲み続けて10年くらいでやっと治った。

平成13年ころ、■■■■市民病院で前立腺肥大と診断され治療を受け、朝晩ずっと服薬をしてきた。

平成30年7月ころ、原告は何日も鼻血が出て止まらなくなり、■■■■■■■■■■病院を受診したところ、■■■■■■■■■■病院から派遣されてきた医師から悪性の癌で放射線治療の必要があると言われた。その後、■■■■■■■■■■病院に入院して放射線治療を受けたりしたが、全身に癌が転移し、平成30年12月10日死亡した。

なお、当時一緒に丁川で水泳した6名のうち、原告は昨年末癌で死亡し、■■■■■■■■■■は平成2年に肺癌で死亡、■■■■■■■■■■は平成17年に胃癌で死亡した。また、■■■■■■■■■■も昭和48年に鼻血が止まらず出血多量で危篤状態になり、平成24年に突発性間質性肺炎等で死亡し、■■■■■■■■■■も平成21年に白血病を診断され■■■■■■■■■■病院に1年半隔離入院したり、平成23年に鼻血が止まらず出血多量となったりしたものの一命を取り留めていたが、平成24年に交通事故で死亡した。唯一生存している■■■■■■■■■■(原告番号県3)も、後述のとおり、前立腺癌を患う等している。

2 原告番号県3・[REDACTED] (甲B県3の1—陳述書, 2—地図)

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県3・石井隆志(以下「原告」という。)は、1937(昭和12)年[REDACTED]生まれで、[REDACTED]国民学校の2年生だった。

当時原告は、母・[REDACTED]妹2人[REDACTED]と一緒に、現住所地と同じ山県郡加計町大字加計[REDACTED]で生活しており、よく農業の手伝いをしていた。父・[REDACTED]は[REDACTED]工場で勤務しており広島にはいなかったが、原爆投下後に広島に帰ってきて、広島市内にいる姉[REDACTED]を探しに行った。

(2) 被爆の状況

1945(昭和20)年8月6日朝、原告は、丁川(よろがわ)の淵と呼ばれる[REDACTED]国民学校の指定水泳場に、友達5人[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]と泳ぎに行っていた。

水泳をしていたので、原爆の光を見たり、音を聞いたりしてわけではないが、広島市内の方からもくもくとあがる大きな雲は見たことははっきりと覚えている。今思えばあれが原子雲だったのだろうと思う。

原告たちが丁川の淵で泳いでいると、突然、雨が降りだし大雨になった。原告たちは泳ぐのを止めて、河原に上がり服を着て、雨宿りをはじめた。「どうする」と声をかけてみんなを見ると、みんなの顔に付いた雨粒が黒ずんでおり、垂れた後が黒い筋になっていた。着ていた服も黒ずんでいた。

雨はしばらく降り続いたが、しばらくして小降りになったので、その間に原告たちは帰ることにした。山に紙切れがいっぱい落ちていたので、原告は家にいったん帰った後、面白がってその紙切れを拾いに行った。

当時はよく分からなかったが、今考えると、その紙切れは広島市内から飛んできたものだと思う。

当時、生活用水は谷からの水を利用していた。地域全体で谷の水を利用していた。その水は飲み水になるし、料理や洗濯にも使うものである。黒い雨が降った後もその生活は変わらなかった。今考えると、谷水を飲むことで放射性物質を身体に取り込んだのだと思う。

(3) 健康状態

急性症状については、はっきりとは覚えていないが、その後の原告の健康状態は決して良いものではなかった。

原告が小学校5,6年生のころからぜんそくの症状が出始めた。16,7歳のころには突然ケロイドが出てきて、除去手術をしたが、それからしばらくしてまた出てきて、再度除去手術をすることになった。21歳ころには、入院し、ぜんそくの手術をした。

その後も、原告は、平成6年には電気でのどの腫瘍を焼く手術を受けた。平成19年には前立腺がんの手術を受け、深部静脈血栓症で入院した。平成23年には鼠径ヘルニアで入院した。

また、現在度々耳鳴りがしている。ひどい時には死にたい気持ちになることもある。現在、医師からは肺活量が少なく、手術できないといわれている。

3 原告番号県7・[REDACTED] (甲B県7の1-陳述書)

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県7・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、1928(昭和3)年[REDACTED]生まれ、[REDACTED]学校の3年生だった。

原告の家は、現住所地と同じ山県郡安野村大字穴[REDACTED]にあった。原告は、自宅に祖父母と父[REDACTED]叔父、弟[REDACTED]、妹[REDACTED]と一緒に住んでいたが、[REDACTED]学校に入学が決まり、家から

学校まで歩くと片道1時間半くらいかかってしまい、通学ができなかったため、学校の寄宿舎に入っており、週末に実家に戻るという生活をしていました。原告の実家は百姓であり、原告は農業を学ぼうと思い、
学校に進学した。なお、母は、昭和1年に亡くなっている。

祖父母と父は農業を営んでおり、田が90アール、畑30アールあり、米はほとんど供出していた。家では、麦や野菜など、家で採れたものを食べて生活していた。また、家では、家の裏からの山の湧き水を引き、これを生活水として利用していた。

学校では、米、麦、各種野菜を作っていたほか、牛や鶏を飼育したり、梨の栽培もしており、寄宿舎暮らしの原告は、実習で収穫したものを食べていた。

なお、原告は、学校を卒業した後、検査所に就職したが、2年位してに入り、定年まで勤めた。

(2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日、朝8時ころから朝礼があり、
学校の校庭で、生徒は全員、校長先生の訓示を聞いていた。

すると、突然、ドンという大きな音が響き、広島の方から立ち上る煙のようなものが見えた。爆弾が落ちては危ないと、学校から退避するよう指示が出たので、学校のすぐそばにあった林にみんなで避難した。

避難していると、爆弾が落ちてくることはなかったが、空は急に曇り始め、校庭には、空から、葉書、名刺、文書の焼け焦げたようなものがパラパラと落ちてきた。空から落ちてきた名刺を見てみると、県庁に就職していた先輩の名前が書かれており、どうして加計に落ちてきたのかと不思議に思った。避難してから1時間くらいは、こういった状態だったと思う。

その後、午前9時すぎくらいだと思うが、再び校庭に集められ、先生の指示で、その日の実習に入ることになった。原告は、班長で、2年生

と1年生を連れ、原告を含め6人で、学校から200mくらいのところにあった果樹園に行った。そこには、梨の木が30本くらい植えてあり、いつもの実習のように、形が悪かったり害虫のついた実を取ったり、草刈りするといった、収穫前の作業をした。

作業をしていると、雨が降ってきた。白いシャツの濡れたところにぼつぼつと黒い点が残ったので、黒い雨が降ってきたと思った。土砂降りではなく、パラパラと降る程度だったので、原告はそのまま作業を続け、一通りの作業を終え、学校に帰った。なお、実習中、収穫前に生育不良等のために採った実は、もったいないのでいつもこっそりとみんなで食べており、原告は、このとき黒い雨に濡れた梨を食べてしまった。みんなも食べたと思う。

黒い雨は、原告の感覚では、30分くらいの間降ったものと思う。

学校に戻ってみると、木炭で動くトラックが校庭に来ていて、警防団の人が集まっており、広島市内に行くと言った。後に、原告の父も、広島市内に死体処理か何かのために言ったと言った。

(3) 健康状態

雨に濡れた直後、体調が悪くなったという記憶はないが、何年かしてから、これまでになかった体の不調がよく出るようになった。どうしてかと思いつつも無理はしないよう体調管理には気をつけ、大病を患うことなく、定年まで勤めました。

定年後の平成11年■■■■■、当時71歳だったが、坂道を上るのが急に息苦しくなったので、病院に行き、いくつか検査を受けた。なかなか原因がわからなかったが、結局、■■■■■病院で再生不良性貧血と診断された。検査の途中、医師から、原爆に遭ったかと聞かれ、そのときは、当時広島市内にいたことはなかったので、遭っていないと答えた。この病気は、難病に指定されており、特定疾患受診者証をもらった。

以後、毎月1回、ずっと原爆病院へ通院を続けたが、平成29年から

足が悪くなって通院するのが難しくなったことから、近くの■■■■医院に通院するようにしており、薬をずっと飲み続けている。

■■■■医院では、足についてはリウマチと言われ、薬を飲み、注射を打ってもらっている。

4 原告番号県8・■■■■ (甲B県8の1-陳述書, 2-地図)

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県8・■■■■ (以下「原告」という。)は、1931 (昭和6)年■■■■生まれ、■■■■学校高等科2年生だった。

原告の家は、現住所地と同じ山県郡加計町大字加計■■■■にあり、父■■■■, 母■■■■と原告以外のきょうだい■■■■と一緒に生活していた。原告はきょうだいの中では上から3番目だった。

原告の自宅には水道はおろか井戸もなく、当時の生活用水は山の谷水を使っており、飲料水、食事、洗濯も全て谷の水を利用していた。

(2) 被爆の状況

1945 (昭和20)年8月6日朝、原告は、国民学校高等科の■■■■先生に引率され、勤労奉仕のため、寺尾部落で草刈りをしていた。午前7時50分頃、広島の上空にB29が飛んできたのを見た。午前8時頃、B29が見えなくなって、しばらくしてから大きな音がした。その後、黒い煙が上がって空が真っ黒になった。それから大量の紙切れや電車の切符などの燃えかすが降ってきた。

その後しばらくしてから黒い雨が降りだした。黒い雨という言葉は使ったが、原告の目からは汚れた灰色の雨にうつった。雨は汚れていたが、当時はとても暑く、雨に打たれれば涼しくなってよいと思い、約1時間30分草刈りを続けた。昼になり弁当を食べた。雨が降っている間、いろんな話をしていった。午後3時30分頃寺尾部落から帰りはじめ、家に帰った。

黒い雨が降った後でも、原告の家は山の谷水を利用し続けた。原告が黒い雨がいった水を飲んだり、野菜を洗ったり、食事に使ったりしていたことは間違いない。

(3) 健康状態

原告は、黒い雨を浴びた後の急性症状については、はっきりとは覚えていないが、その後現在に至るまで様々な病気に悩まされている。

特に30歳くらいからは体調が悪くなり、病院によく通うようになった。現在は、白内障、糖尿病、弁膜症、高脂血症、高血圧などの持病があり、継続的に治療を続けている。また、原因ははっきり分からないが、前立腺に問題があり、頻尿にずっと悩まされている。

5 原告番号県10・[REDACTED] (甲B県10の1-陳述書)

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県10・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、1934 (昭和9)年[REDACTED]生まれで、[REDACTED]国民学校の6年生だった。

原告の自宅は、現住所地と同じ山県郡加計町津浪[REDACTED]にあり、父[REDACTED]、母[REDACTED]、原告を含めきょうだい6人の合計8人家族で生活していた。

(2) 被爆の状況

1945 (昭和20)年8月6日朝、[REDACTED]国民学校6年生全員が教室で大きな声で教育勅語を朗読していた。当時は毎朝教育勅語を読むのが習慣だった。

そのとき、東山の方がピカッと光った後、ドンという大音響があった。先生が裏の竹藪へ行きなさいと言われた。当時は何かあったら学校裏の竹藪に避難するということが当たり前だった。竹藪に行き1時間くらいジーンとしていた。しばらくしてから先生から勉強どころではないので帰宅しなさいと言われて、原告は5、6人の友人と一緒に家に帰ること

にした。

帰る途中に、破れた新聞紙、紙幣の切れ端、ぼろきれ、紙切れなどが落ちてきて、とても珍しかったのでみんなで拾い集めて持って帰った。拾っている途中、雨がぽつりぽつりと落ちてきていましたが、気になる程度ではなかった。

家に帰ると、父が畑仕事に出ていたので、原告は父の手伝いに畑に向かい、麻の根っこを切る作業を手伝った。しばらく手伝ってから、雨が本格的に降ってきた。雨が降って作業が出来ないので、原告は自宅に帰った。帰る途中、雨に打たれたが、肌に付いた雨水が黒ずんでいたので変な雨だなあと思いながら急いで帰った。

原告の家は当時井戸水を利用していた。当時食事として多かったのが、家でとれたサツマイモ、ジャガイモ、ネギが入った汁物だが、これらが黒い雨を浴びた後も当然そのまま食べていた。

(3) 健康状態

原告は、昭和35年、[REDACTED]病院の耳鼻咽喉科にて、扁桃腺肥大が見つかり、医師より放っておけば長生きできないと言われ、扁桃腺の摘出手術を受けた。

また、平成16年、心臓の異常が見つかり、[REDACTED]で狭心症と診断された。今でも2ヶ月に一回[REDACTED]診療に行き、狭心症の薬を飲んでいる。

6 加計町で被爆した原告ら5名の被爆状況についてのまとめ

以上のとおり、原爆投下当時、加計町に居住していた原告ら5名は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告ら5名が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

また、特に原告ら5名が「黒い雨」によって被爆した場所は、宇田雨域（小雨地域）に含まれている（原告ら第28準備書面別紙地図参照）にもかかわらず、宇田雨域にいう大雨地域ではないというだけで、40年以上の長きにわたって健康診断の特例措置の対象外とされ、被爆者援護法の定める援護を受けることができなかつたのであるから、同じ「黒い雨」被爆者間で著しく不平等な取扱いがされてきたことは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁）、加計町を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、これまで「黒い雨」降雨地域で「黒い雨」被爆した原告らの被爆状況等を主張してきた中で、宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった、下痢、鼻血・歯茎等の出血、貧血、脱毛等の急性症状を発症したり者がいることに加え、加計町で被爆した原告ら5名の中にも、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかつた、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり（県2、県3）、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいる（県7、県8、県10）ことから明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとしなない非科学的なものという外ないのである。

以上